

## 学校法人岩手医科大学役員及び評議員報酬等の支給基準

### (目的)

第1条 この基準は、学校法人岩手医科大学（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては報酬、並びに役員が退任した場合、在任中の功労に報いるため慰労金を支給するものとする。

- 2 評議員に対しては、評議員会に出席した場合に手当を支給するものとする。ただし、評議員が法人職員の場合は支給しない。
- 3 役員及び評議員に対しては、岩手医科大学職員旅費規程を準用し旅費を支給できるものとする。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 役員及び評議員に対する報酬等の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準の範囲内で、理事長が決定する。

- (1) 報 酬 別表第1に定める額
- (2) 慰労金 別表第2に定める算定式により算出される額
- (3) 手 当 別表第3に定める額

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員及び評議員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報 酬 報酬は年額とし、職員を兼務する役員以外の常勤の役員は月額として支給、職員を兼務する役員及び非常勤の役員は年額を2回に分け、9月及び3月に支給する。
  - (2) 慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後1ヶ月以内に支給する。
  - (3) 手 当 評議員会に出席した都度支給する。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。なお、本人死亡の場合の報酬等は、相続人の指定する方法により支給する。
  - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第6条 役員が、年度途中で就任又は退任した場合は、報酬年額を当該年度の日数の日割計算で支給する。

(端数の処理)

第7条 この基準により、役員の報酬並びに慰労金の計算金額に1万円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(補則)

第8条 この基準に定めのない事項が生じた場合は、その都度理事長が決定する。

(改廃)

第9条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴き、理事会の議を経て決定する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準の名称は、「学校法人岩手医科大学役員報酬等の支給基準」から「学校法人岩手医科大学役員及び評議員報酬等の支給基準」に変更する。
- 2 この基準は、令和7年4月1日から施行する。ただし、評議員に関する基準は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和8年7月1日から施行し、改正後の第4条第1号の規定は、令和8年4月1日から適用する。

別表第 1

(常勤の役員の報酬基準)

役職名	報酬の額
理事長	常勤の理事（職員兼務の場合）の報酬基準に 11.5 を乗じた額
理事長（職員兼務の場合）	常勤の理事（職員兼務の場合）の報酬基準に 3 を乗じた額
理事	常勤の理事（職員兼務の場合）の報酬基準に 4 を乗じた額
理事（職員兼務の場合）	年額 2,500,000 円
監事	常勤の理事（職員兼務の場合）の報酬基準に 4 を乗じた額

(非常勤の役員の報酬基準)

役職名	報酬の額
理事	年額 2,500,000 円
監事	非常勤の理事の報酬基準に 100 分の 85 を乗じた額

別表第 2

(慰労金の算定基準)

算定式	退任時の役員報酬年額×100 分の 25×在任年数
-----	---------------------------

※上記在任年数が 1 年に満たない場合、6 ヶ月未満は 0 年、6 ヶ月以上は 1 年として計算する。

別表第 3

(評議員の手当基準)

役職名	手当の額
評議員	評議員会に出席した場合 10,000 円（日額）